総務常任委員会

平成19年6月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西和夫○伴吉晴 小林 誠紀良治 嶋田善行 辻善次中川議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 副 町 長 芳村 是 育 教 長 栗本 裕美 総務部長 池田 善紀 総務課参事 総務課長 清水 建也 吉田 昌敬 同課長補佐 黒﨑 益範 企画財政課長 西巻 昭男 同課長補佐 吉村 俊弘 税務課長 山﨑 善之 同課長補佐 本庄 徳光 教委総務課長 野﨑 一也 同課長補佐 生涯学習課長 吉村 三郎 清水 修一 同課長補佐 山﨑 篤 生涯学習課技師 平田 政彦 会計管理者 監査書記 佐藤 滋生 隆 浦口 会 計 室 長 清水 孝悦

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分) 署名委員 伴委員、小林委員

委員長

全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を 開会いたします。

この度、総務常任委員長を勤めさせていただくことになりました。 今後2年間の任期になりますけれど、伴副委員長ともどもよろしくお 願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、改選後最初の委員会でもあります ので、委員、理事者の自己紹介をお願いしたいと思います。まず、議 員のほうからよろしくお願いいたします。

(議員自己紹介)

委員長

次に、当委員会に属します総務部、教育委員会、会計室の係長以上の職員においでいただいておりますので、総務部につきましては総務部長の方から、また教育委員会につきましては教育長の方から紹介をお願いします。会計につきましては浦口会計管理者の方からよろしくお願いします。

(理事者紹介)

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退 席していただきますので暫時休憩いたします。どうもご苦労さまでご ざいました。

- (午前9時05分 休憩)
- (午前9時06分 再開)

委員長

再開いたします。それでは、本日の会議を開きます。 はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

(町長挨拶)

委員長

本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、小林委員のお二人を指名いたします。両委員 にはよろしくお願いします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます ので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 本会議からの付託議案についてであります。

(1)議案第20号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につい てを議題と致します。理事者の説明を求めます。 山崎税務課長。

税務課長 それでは、議案第20号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例に ついてご説明申し上げます。まず初めに議案書を朗読させていただき ます。

(議案書朗読)

税務課長

本定例会に上程いたしました斑鳩町町税条例の一部を改正する条例 につきまして、議案書の最後に改正の要旨を付けさせていただいてお りますので、これにより説明をさせていただきます。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について(要旨)でございま す。所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)が平 成19年3月30日に公布され、租税特別措置法の一部が改正された ことにより、本条例の条文についての所要の改正を行うものでござい ます。

次に、改正の内容でございます。特定の住宅用財産の買い替え及び 交換による長期譲渡所得にかかる課税の特例措置の延長によるもので

ございます。個人が所有期間10年を超え、居住期間が10年以上の 居住用財産を譲渡し新たに居住用財産を取得した場合、一定の要件の もとで譲渡した居住用財産にかかる譲渡所得の課税について、譲渡が なかったものとして取得価格の引継ぎにより課税の繰り延べが認めら れました。この特例措置についてライフサイクルに応じた住宅の住み 替えや住宅を売却してもローンを返済しきれない者の新生活への再出 発を支援する観点から、買い替え資産である家屋の床面積要件の上限 を撤廃したうえで、適用期限を3年延長し、平成19年4月1日以降 に行う居住用財産の譲渡について適用することとしたものでございま す。この見直しにともない、従来、相続税等にかかる住宅用財産の買 い替え及び交換の場合の特例と、特定の住宅用財産の買い替え及び交 換の場合の特例に別けて規定されていた租税特別措置法の条文が一本 化されることになりました。租税特別措置法第36条の2から36条 の5の関係でございます。この改正によりまして、個人住民税に自動 的に影響することから条例改正が必要となったものでございます。な お、地方税法においても地方税法の一部を改正する法律により当該条 文について所要の改正が行われたところでございます。以上簡単では ございますが、本定例会に上程いたしました斑鳩町町税条例の一部を 改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第24号については、当委員会と して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第21号、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

山﨑税務課長。

税務課長

議案第21号、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。初めに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長

本定例会に上程をいたしました斑鳩町都市計画税条例の一部を改正 する条例につきまして、議案書の最後に改正の要旨を付けさせていた だいております。これにより説明をさせていただきます。

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について(要旨)でこざいます。郵政民営化法等の施行にともなう関係法律の整備等にかんする法律(平成17年法律第102号)により、地方税法が改正され、平成19年10月1日に施行されることから、本条例との整合性を図るため所要の改正を行うものであります。今回の改正は、郵政公社の民営化にともなうものでございます。都市計画税において準用する固定資産税の課税標準等の特例について、地方税法が改正され、法第349条の3第38項による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有する固定資産に関する課税の特例、及び法附則第15条第57項による郵便事業株式会社・郵便局株式会社が所有する固定資産税に関する課税の特例が本年10月1日に施行を迎えることから、これに合わせて条例改正を行うものでございます。なお、固定資産税については、町税条例第67条第8項(固定資産税の課税標準)により地方税法に規定する課税標準等の特例について既に規定されているため、今回の改正の必要は生じておりません。

以上、簡単ではございますが、本定例会に上程いたしました斑鳩町

都市計画税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第21号については、当委員会と して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第26号、王寺周辺広域土地開発公社の解散についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

西巻企画財政課長。

企画財政 課長

議案第26号、王寺周辺広域土地開発公社の解散につきましてのご 説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政 課長 それでは、王寺周辺広域土地開発公社の解散につきまして、2枚目の理由書をもってご説明をさせていただきます。

王寺周辺広域土地開発公社につきましては、広域圏内の振興整備事業の円滑な推進を図るために必要な公共用地等の取得や造成管理を目的として昭和50年に設立されました。主として、県立三室病院用地の買収など、その役割を果たしてきたところでございますが、しかし

ながら、近年におきましては特段の活動を行っておらず、今後におきましても事業を行う予定がございませんことから、平成19年3月27日に開催した理事会において、本公社の解散について理事全員より同意をいただいたところであり、本年11月30日をもって解散するものでございます。なお、解散にともないます今後のスケジュールにつきましては、各町6月議会にて解散のご議決をいただきましたら、県に対して公社解散の許可申請を行い、解散の認可をいただくことになります。そして、解散認可後2週間以内に精算に及び、解散の登記を行うことになっており、清算人には理事長が就任する予定となっております。その後、解散公告を行い、残余財産の清算、平成19年11月末には清算結了の登記を行う予定となっております。なお、残余財産の清算につきましては、今後の預金利子等は未定ではございますが、現在、1,359万8千円余りの定期預金がありますことから、これをもとに設立時の出資割合に応じて返還される予定となっております。

以上で、議案第26号、王寺周辺広域土地開発公社の解散につきましてのご説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜り原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。 嶋田委員。

嶋田委員

これは、本会議初日の総括質疑のなかでもありましたけれども、理事者側は一定の答弁をされておりますが、そのなかで、広域的女性センターの設置を県に要望されておられまして、これからも要望していくというご答弁をなされたように思うのですが、それはどのようなかたちで県へ要望されていくのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

企画財政 課長 県に対しましては、県からの予算要望という事項がございますので、 その事項におきまして、今年度も要望させていただいているところで ございます。また、県との協議のなかでもそういった旨を県の方に伝 えているところでございます。

嶋田委員

それは広域7町の広域女性センターという意味で県へ予算の要望を されておられるということですか。

企画財政

そういったことで要望させていただいているところでございます。

嶋田委員

課長

これは平成13年ぐらいから要望されていて、いまだに実現なってないということです。斑鳩町は、県内町村では初めて男女共同参画条例をつくられまして、先進的にいろいろ活動をしておられるとは思いますけれど、斑鳩町独自の女性センターを開くという考えは持っておられないんですか。

総務部長

今現在のところは町単独で、仮に女性センター、人口約3万人でなってきますと、やはり投資効果等を考えますと非常に運営管理に厳しいものがあると思います。そうしたことから今、一つの女性センターがございますけれど、こういう施設につきましては、一定のまとまったなかでの広域でそれを設置して管理運営をしていくのが、将来の財政基盤を考えたときに町村にとって有利と考えておりますので、広域でと考えております。

嶋田委員

女性センターいろいろありますけれど、大概は市制をひいておられるところがやっておられると思うのですけれど、その運営に関しましては、行政がたっちすると言うよりも一般のボランティアを募って事業を展開されているところが多いように思います。箱物に関しましては、総合福祉会館等ができましたら空く建物も出でくるとはおもいますので、そこらあたりまた考慮していただきまして、斑鳩町で女性センターを開いていただければ幸いかと思います。奈良市は特に日航ホテル、3階、4階でしたか、ホールを借り受けられまして常時オープンでやっておられます。あれもボランティアの方がほとんど事業を展

開しておられるように聞いておりますので、そこら辺は是非とも調査 研究していただきますようお願いしておきます。以上です。

委員長

ほかございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第26号については、当委員会と して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項について、(1)議案第22号、平成19 年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。 西巻企画財政課長。

企画財政 課長

議案第22号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)の うち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきまして、ご説明 をさせていただきます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明を申し上げます。まず、歳入のご説明を申し上げます。補正予算書の6ページをお開き下さい。

はじめに、第16款財政収入、第2項財政売払収入、第1目不動産売払収入では、資料1をご覧ください。斑鳩町龍田南4丁目449-6先の法定外公共物の水路において、面積7.80㎡の売払い申請があり、法定外公共物の処分を実施いたしましたことから、その売払い収入24万4千円の増額補正を行うものであります。なお、売払い単価につきましては、前面道路の固定資産税路線価格をもとに算定し、平米当たりで3万1,200円、坪当たりでは10万3,140円となっております。次に、第17款の寄附金、第1項寄附金、第1目寄

附金では、町制60周年記念事業として、町内の企業様2社より4月25日付けで、それぞれ5万円のご寄附をいただきましたことから、 一般寄附金10万円の増額補正を行うものでございます。

次に、第4目雑入では、消防団員5名の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職報償金の受け入れといたしまして262万4千円を追加補正させていただくものでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。 7ページをご覧ください。はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費であります。第5目財産管理費の第25節積立金では、歳入のところで申し上げました法定外公共物の売払い収入につきまして、財産の売払いに伴う収入にあっては、歳出予算に充当することなく、後年度の財政調整のための資金として用いたいことから、財政調整基金へ積立金24万4千円を増額補正をお願いするものであります。次に、第6目企画費では、町制60周年記念事業として、ご寄附いただきましたことから、10万円を財源ふりかえするものであります。次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費の第8節報償費では、消防団員5名の退職に伴う退職報償金を支払うため、262万4千円の追加補正をするものであります。最後に、8ページをお開き下さい。第12款予備費については、今回の予算の補正から生じました財源10万円を、予備費に留保させていただくものであります。

以上で、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)のうち、 総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきましてのご説明 とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

この国道25号線沿いの水路を用途廃止されて普通財産として民間 の方に売り払ったということだと思うのですけれど。その売払価格、 この国道際で坪10万円ほどでしたか。というのは、適正価格と考え られますか。

企画財政 課長

本案の売り払い価格につきましては、本町が設置しております用途 廃止財産の払下価格を算定する基準に基づきまして算定させていただ いたところでございます。ちなみに、算定なんですけれども、平成1 9年度の固定資産税による評価額、これは国道25号線、前面の道路 でございますが、それが7万2,800円となっております。これを 公示価格に戻すために0.7で割り戻しまして、10万4,000円 となったところでございます。なお、単独利用困難地の補正を0.5 掛けているところでございまして、また、法定外公共物としての機能 を失っている場合には、4割減額することも定めておりますことから、 0.6を掛けたことによりまして処分価格が坪当たりで10万3,1 40円、平米当たりでは3万1,200円となったところでございま す。

嶋田委員 今、口頭でおっしゃっていただきましたが、その基準となるものを ちょっと委員に配布していただきませんか。委員長のほうでよろしく 取り計らいお願いいたします。

委員長

資料の配布はできますか。

「はい」との声あり。)

委員長

それではお願いします。

資料を配布)

嶋田委員

これ初めて読ませていただきますけれど、私が以前に大蔵省財務局 に対しまして払い下げ等の仕事をしておりましたときは、その払い下 げ近くの取引価格ですね。実際の取引価格を基準に単価を決めておら

れたように思います。その段でいくと、この国道25号に直接面している土地に関して、ざっと25万から35万の取り引きにはなるんではないかと。坪ですよ。思いますけれど。それが坪10万ということはあまりにも低すぎるように感じます。また、このここの位置、用途廃止された財産と一体として利用を図ろうとする土地の取り引き実例がありということなんですけれど。そういうふうな取引実例は調べられたのですか。

企画財政 課長 一体となる利用される土地については、調べたところ存在しませんでしたので、固定資産の評価額で算定させていただいたところでございます。

嶋田委員

この近く、点滅信号のところなんかは今現在売りに出されている。 そこら辺は調査されましたか。

企画財政

調査は行っておりません。

課長

嶋田委員

この法定外公共物を払い下げを受けようとされる方は、何か益がある、メリットがあるからそのような行為をされるんだと思うのです。今、この地図をざっと見せてもらいますと、これは憶測ですけれども、国道に面した土地が個人の土地ですよ。小さくあって、その奥にまた個人の土地があると。その間に水路がある。これを自分のものにして一体物として使えば、奥の土地が、これ袋地になっているような感じですけれども、一体地として使えば大きなメリットがある。そのように、払い下げを受けようとされる方は、とにかく自分の益を考えてやっておられる。それを実勢の取り引き、常識で考えて実勢の取り引きよりも低い値段で売り払うということ自身が少しおかしいのではないか。このように思いますけれど、そこら辺は町の考えとしてどうなんですか。

総務部長

今、嶋田議員さんからのご質問の件ですけれど、確かにそれの土地によって、確かに自分の面積が増えます。今まで水路ですので、これを足してその分が増えると。ところがこの水路自体も、一方考えれば機能を喪失しているという事実もございます。平成16年の2月ですけれども、国の方で出しておられる用途廃止の喪失財産につきましても、やはりまず基準価格は隣接と一体とした価格をまず求めなさいよと。そこからその土地の形状とその土地自体の単独利用の困難性も考慮しなさいよとなっておるのです。確かに、その土地を単独利用するときにおいてどうであるかも考慮しなさいということで、それの修正も加えることとしなさいと。また、これにはないのですけれど、いろんな形状の不正形がございますので、そのときにもそれについて考慮しなさいとなっておりますので、それらを考えまして町の基準を作成いたしまして、それに基づいて今現在この単価を決めているところでございます。

嶋田委員

単独利用ってね、法定外公共物を単独利用できるところ、他にどこ あるんですか。

総務部長

ですから、ほとんどの場合、里道、水路。単独利用できないです。できないからそういうことで単価を下げております。

嶋田委員

ほとんどできないんでしょう。そうしたらそういうことは考慮する 必要がないわけでしょう。これ今面積増えたって、面積の話やないん ですよ。土地の価値として、この南側、奥の土地は国道に面してない から価値は下がっているわけですね。せやけど、この水路を用途廃止 された公共物を自分の物にすることによって、一体物として道に面し た土地として蘇るわけなんです。そうしたら価値が上がるわけです。

総務部長

今の場合におきましても、この建物、52年の前半に建っておりますけれども、この時点において、この水路自体が、そのときの農地転

用の状況が、今承知しておりませんけれども、水路自体が現に存在しなくて、このときに何らかの水利組合との話し合いもあったかと思いますけれど。今現にこれ自体は、宅地と一体利用されておる状況となっておるんです。そこらを考えて、基準を作成いたしまして、こういう状況になっております。

嶋田委員

斑鳩町でも、近隣の町でも、昔に新しい道がついたんやと。せやからこの里道は不必要になったと。そうしたら、この土地を自分の物にしたい、農地として使いたいということで、地元の農家組合なり自治会なり、国の土地やけれども地元のそういうふうな組合とかにお金を個人が支払って自分の物にしたというのはよく聞きます。そういう場合には、減額等の措置も必要かと思いますけれど。そしたらこの土地は、地元の水利組合に建物を建てるときにお金を支払って了解のもとに建てられた、そういう確証というのですか、そういうのはあるんですか。

総務部長

それはございません。

嶋田委員

そうしたらね、一方の考え方でいけば、水路を不法に占有して勝手に建物を建てられたんやと。それを今、安いから自分の物にしようかと。今、先に占有してるから仕方ないやろうという、それも考慮せなあかんというような言い方だったけれども。不法に占有してはって、それを認めるようなかたちでの判断というのは誤りだと思うのです。この法定外公共物は、このあいだの一般質問にもありましたけれども、平成11年に法改正があったと。しかし実際に斑鳩町に管理というのですか、払い下げられたのは17年でしたか。平成17年ころだったと思いますけれども。斑鳩町の物になったいうことはね、町の財産、町民の財産なんですよね。それを安い単価で売り払うというのはね、町民に損害を与えているような感じを持っても仕方がないと思うのですけれど。

副町長

嶋田議員のおっしゃることもよくわかります。ただ、今回のこうし た場合に、町の基準としては、ご指摘のように、一体的利用地として の価格を設定する、こう書いているのですね。そういうことを考えた 場合に、相手さんとすれば、この水路の分だけというのはどうか。非 常に安い評価を持っておられる。話がつかないわけですよ。我々は近 傍等の価格単価を参考にし、また、鑑定をとることが必要なんですか。 今の町の基準によっては、一応一体的な利用としての評価を持ってお るというなかで、相手さんと十分協議するなかで、この土地の評価を 決めていく、こういうことでございます。言われるように、近傍とな れば売り手相場、買い手相場です。国道25号線沿いでも坪15万で 売っているところもあれば30万で売っているところもある。そうい うことですから、それが一概に、我々としての近傍宅地の評価に繋が らない。私もそう思ってます。ご指摘のようなことはよくわかるので すが、なかなかこれを用途廃止来られた場合に、通常言われるような 国道25号線沿いの近傍宅地による評価で払い下げしますよと、これ は当然聞いてくれないんですよ。聞いてくれなかったら止めといたら いいんやないかということではないわけです。やはり、ここに利用さ れる方については適切な価格、町と所有者のなかでの話の適切な価格、 適当な価格で売却する。こういうことでやってきましたし。また、我々 としては、ずっと話がつかないところあるんです。それはそのまま放 置をしておりますが、その用途廃止については相当、所有者は町に苦 情を言ってきております。けどもあまりに安いということに対しては、 向こうの言うことに対しては、我々としてはそれに応えていくすべが ない。ということで放っている場合もございます。これの評価という のは、ここに町が一体的利用地といって評価するなかでも非常に難し い点がある。ということでご理解願ったらなと、このように思います。

嶋田委員

この補正予算について3つありましたけれど、その他の2つについては私は了としたいと思いますけれど、この普通財産の売り払いに関

しては、それは売り手買い手で話が合えばそんでいいということですけれど、国道際で坪10万というのはあまりにも無茶な値段だと私自身は思います。これは昼からの予算委員会で審議されることですから、今、当委員会、報告どこまで話していいかわかりませんので。その売払財産の価格に関してはこれで止めておきますけれども、この用途廃止財産の払下価格を鑑定する基準、これに関しまして、これは確認のために聞きますけれど、総務委員会に報告されたことはないですね。

企画財政

ございません。

課長

嶋田委員

これ配っていただいて詳しく読めておりませんのでね、これに関してはまたお聞きしたい点出てくるやしれませんので、それは順次お聞きしていくことになると思います。以上です。

委員長

ほかございませんか。今の件につきましては、嶋田委員の方から算定の基準について再度検討していきたいという意見が出ております。 次に、(2)消防運営委員会の開催について、理事者の報告を求めます。 清水総務課長。

総務課長

消防運営委員会の開催についてでございます。資料はございません。このことにつきましては、先般、6月1日付けの文書でもってご案内をさせていただいたところでございますが、本日午後3時から役場の地下大会議室におきまして開催をさせていただくこととしております。本消防運営委員会につきましては、例年、6月定例議会開会中の総務常任委員会の終了後に開催をさせていただいているものでございます。本年は、午後1時30分から予算常任委員会が開催されますことからその終了後ということで、3時という設定をさせていただいております。本消防運営委員会は、斑鳩町消防団組織及びその活動の円滑な運営を図ることを目的といたしまして、設置をされているものでございます。また、委員は斑鳩町消防運営委員会規則で町議会議員及び町消

防団員のうちから町長が委嘱することとなっておりまして、これには 恒例によりまして総務常任委員会の委員皆様方と町消防団長と3名の 副団長、そして3名の分団長を合わせて消防団から7名の消防団員の 合計、総務常任委員会が6名でございますので、合計13名の方に委 員になっていただくこととしております。更にオブザーバーといたし まして議長と町長にもご出席を賜りたいと考えております。議長様を 始めとして総務常任委員会の委員皆様方におかれましては、午前と午 後に渡っての会議となりますがご出席をいただきますようお願いを申 し上げまして、簡単でございますけれど報告をさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

企画財政 課長

それでは、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきまして、 資料2に基づきまして、ご報告を申し上げます。

はじめに、斑鳩町文化振興財団の収支計算書 前年度比較についてであります。収支計算書とは、会計年度のすべての収入、支出の明細表であります。本表では、その明細を前年度と比較し、各科目の執行状況の増減を明らかにしたものであります。平成18年度における文化振興財団の収支状況は、収入、支出とも前年度と比較して1,165万4,397円の減少しております。2の事業活動支出をご覧いただけますでしょうか。1,165万4,397円の減少につきましては、①の事業費支出、(1)の自主事業費支出で、自主事業数の減により、610万563円の減少したこと。そして、同じく(3)の施設管理運営費支出で、臨時職員1名の減をはじめとする事務費等の縮減により、619万479円の減少が、主な要因となっております。

1の事業活動収入をご覧いただけますでしょうか。事業活動支出が減少した結果、斑鳩町が文化振興財団に支払っている費用は、④の補助金等収入は、前年度と比較して142万296円増加しているものの、③の受託事業収入の施設管理受託料事業収入では、前年度と比較して1,098万2,645円減少しており、斑鳩町の財政的負担は軽減されております。

次に、いかるがホール施設管理運営費の内容につきまして、ご説明 を申し上げます。恐れ入りますが、2ページをご覧いただけますでし ょうか。いかるがホール施設管理運営費 前年度比較であります。本 表は、いかるがホール施設管理運営費の経費の内容を明らかにしてお りますとともに、前年度と比較し、その増減を明らかにしております。 いかるがホール施設管理運営費の経費の内訳は、人件費、光熱水費、 委託料、事務費などからなっております。平成18年度決算では、人 件費が1,762万1,527円、光熱水費が1,422万8,69 3円、委託料が5,105万9,960円、事務費が1,413万6, 053円となりました。これを前年度と比較しますと、人件費では9 3万5,334円増加したものの、光熱水費では、電気使用料の契約 単価の見直しや、こまめに節減に務めたことにより、51万3,41 4円の減、委託料では、ホール総合管理業務委託、警備保障委託、浄 化槽保守点検業務委託にかかる経費の見直しを図ったことにより、8 2万3,052円の減、事務費では、臨時職員1名の減、ホール、共 有スペースにおける空調のこまめな節減などにより、418万479 円の減となっております。この結果、いかるがホール施設管理運営費 は、前年度と比較して、565万2,579円の減額となりました。

次に、文化振興財団の自主事業の収支内容につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、3ページをご覧いただけますでしょうか。自主事業比較表であります。右端の「H18決算値」の「合計」のところをご覧いただけますでしょうか。平成18年度では、事業収益は、収入のところでありますが1,355万4,000円で、事業費は、支出のところでありますが、1,477万2,000円となっ

ております。一段下の行をご覧ください。この結果、収支損失は、収支差額でありますが121万8,000円で、事業収入を事業支出で除しました収支比率は91.7%となっております。自主事業における収支差額、収支比率につきましては、年々、改善されてきております。平成14年度で、1,104万8,000円の収支不足、収支比率が60.9%であったものが、平成17年度では、平成14年度と比較して、収支不足額は408万8,000円改善し、696万円、収支比率は5.8ポイント改善し、66.7%、平成18年度では、同じく平成14年度と比較して、収支不足額は983万円改善し、128万8,000千円、収支比率は30.9ポイント改善し、91.8%となっております。

次に、いかるがホール友の会会員数の推移等につきまして、ご説明を申し上げます。文化振興財団の運営を安定的に行っていくためには、友の会の会員数の増加は欠かせないものであります。右端の「H18」のところをご覧いただけますでしょうか。平成18年度では、会員数は、一般会員が511人、学生会員が7人、法人会員口数が40口で、総数で558人となっております。これを前年度と比較いたしますと、前年度499人であったものが、59人増加しております。いかるがホール友の会会員数の推移につきましては、平成14年度と比較して、178件、55.5%増の499件、平成18年度では、同じく平成14年度と比較して、237件、73.8%増の558件となっております。このように増加しております要因は、一般会員件数の増加があげられますが、ただ、法人会員が減少傾向にありますことから、法人会員を増やすことが課題であり、これを増やすことにより、より一層、安定した経営が行えるのではないかと考えております。

以上のように、文化振興センターの指定管理者として指定を受けた 文化振興財団におきましては、指定管理者としての責務を認識され、 その責務を遂行するために各事務事業の執行にあたっては、不断の見 直しを行うとともに、より一層の費用対効果を検証し、効率・効果的 に執行するよう務められたところであります。

このような取り組みにより、文化振興財団の運営におきまして、次の3つの点に一定の効果が現れてきております。1点目は、自主事業収支比率の改善が図られてきていること。2点目として、施設管理運営費の経費の節減が図られていること。3点目は、法人会員の減少傾向は課題であるが、いかるがホール友の会の会員数が増加してきていること。さらに、この3点のほかにも、利用者サービスの向上の面で、お客様のニーズにできる限り、お応えするため、ホールの使用申請に際しましては、連続して使用される場合、事業によっては複数日の使用受付も行えるよう、その改善を図られているところであります。

しかしながら、文化振興財団の監査報告書のなかでも述べられておりますように、文化振興財団においては、施設の管理運営と地域住民の文化活動の振興という2つの事業目的を理解し、より効率的な事業運営を図る必要があると考えております。さらには、財務面におきましては、収支均衡させる形式から事業成績とその発生原因を見る損益方式に脱却し、経営的な観点による施設運営を促し、運営の健全化を図る必要があると考えております。

以上、簡単ではございますが、文化振興財団指定管理者の総括についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

指定管理者、去年1年間やってこられまして、今回が初めての報告ということで。3月議会では、19年度から3年間指定管理者として文化振興財団があたられるということですけれど。例えば、3ページ自主事業比較表、平成18年度は91.8%と、その前年が66.7%と、極端に上がっていますが、これなどは18年事業を縮小されたから、その分の経費がいらなくなったから飛躍的に改善された、ものすごく努力されておられるなということやけれど、実際みると、事業数

を縮減されてると、その結果、このような数値になってきた。という 見方もできますわね。それで平成18年、1年間指定管理者としてやってこられまして、どのような感想いうんですか、文化振興財団の方いらっしゃいませんのでね、お聞きするわけにもいきませんねけれども。これからも担当課として、企画財政課ですか、しっかりと監督やっていっていただきたいと。議会としましても、今までは評議員また理事入っていって、その都度各種ご提言は申し上げてきましたけれども、何か補助金団体にそういうのは入るべからずというふうなことで、議会からはもう入らないということですけれど、僕は逆に入っていっていろいろ意見を言う、また聞く、他の方の意見も聞いて発展させていくほうがいいと主っていましたが、議会の方はタッチできなくなりましたので。担当課としては、監督の方よろしくお願いしたいと思います。

奈良県出身の河瀬直美さんという方が、このカンヌ映画祭でグラン プリをとられました。一般公開に先立って、奈良100年会館、桜井 文化会館、西吉野コミュニティセンター、郡山城ホールで上映会が催 されます。一般公開に先立ってね。これなどはタイムリーな企画だと 思うのですけど。ここで、いかるがホールは何しててんと言うつもり はありません。ただし、奈良県出身の監督がそういうふうな栄誉をと られたら、それに関連することは企画立案して早々にやっていただき たい。それが住民サービス、住民のニーズに応えることだと思うんで す。郡山城ホールでなんで「殯の森」ですか、上映会をすることにな ったのかというふうにお聞きしたところ、奈良県出身の監督さんがい らっしゃると。今までからその監督さんにいろいろ接して、監督さん の映画を上映、また来ていただいて講演いろいろやってました。今回 についても、映画を撮られているときから、また奈良県でそういうふ うなことをされているんであれば、完成の暁には是非とも郡山城ホー ルでやっていただきたいと。そういうふうな交渉は常々やっていまし た。たまたまグランプリとられたから世論の注目は浴びることになっ たけれども、そういうふうなことをおっしゃってましたね。せやから、

ただ単に1年間の企画をしてそれでオッケーやなしに、その場その場で住民のニーズに応えるような企画立案、行動を起こしてもらうように、また、文化財団の方に指導、指導と言うたらおかしいですけれど、提言していただけたらと思います。以上です。

町 長

今、嶋田委員からいろいろご指摘をいただきましたように、文化振 興財団の指定、事業を減らしたからこれだけの91.8%。私は文化 というのはお金がかかるということは原則でございます。いかるがホ ールを見ても、だれかが気力を入れなかったらホールを維持できない と思います。現状のように、ペガサスホールも平成19年4月から閉 館をいたしていますように、催しをしても人が来なかったら、券売が できなかったら、これはだめなんです。券売をしていくことによって その上映があるいは客席が、あるいは奏でる人が一体にならなかった ら絶対だめなんです。そのことを我々はホールをつくる以上、それを 責任として今日までやってきたわけです。だからおっしゃるように、 今の河瀬直美さんでも、結局県とご相談申し上げたら、結局出身地の 西吉野村は必ず入れてるわけです。奈良で上映されたから奈良の関係 なら100年会館、あるいはこの地域の郡山城ホール、桜井というふ うにされてますけれど、我々も当然そういうことについても察知をし ながらやってますし、奈良県でも監督は高橋伴明監督もおられまして、 高橋伴明さんも信楽で映画をつくられて、この斑鳩中央公民館でも上 映をされたこともございますし。我々としては地元にも横田監督もお られますし、いろいろなことをタイアップしながら、今劇団の関係の 脚本も横田先生に書いていただいてですね、斑鳩町のいろんな歴史的 背景を上演していただけるということも踏まえて、いろいろ職員は努 力をしながら1年間のスケジュールを12月くらいにある程度まとめ ていく。これがいいから今すぐぱっとやれと、これなかなか理事会も 評議員会もございますから、そういう計画もございますから、すぐ簡 単に入れられるということはありえんわけですから。その辺の難しさ というのは必ず12月の理事会で来年度の、仮に20年度でしたら2

0年度でどういう催しをするかということは、ある程度そういうこと で、予算的なものも付随するわけですから。そういうことに関しまし て、我々としてはできるだけこの6月24日の中村扶実さんにしたっ て、7月1日の桜花昇さんにしたって、これは地元のニューOSKの 方ですから、そういうことについて我々努力をしなかったらなかなか そう簡単にいかない。このホールというのは皆が守っていかなかった ら、ただホールの稼働率がどうだという問題よりも、中身が私はこれ からの大きな問題を抱えていると思います。維持管理をしていくなか で、こういうホールを、図書館との複合施設を兼ねたこういう施設を 私はいつまでもこういう方を守っていくというならば、職員の方々に も友の会に入っていただくということも大きな使命ですから、当然で きるだけ職員も入っていただくということも考えて、我々一生懸命や っているわけです。18年度は指定管理になったからこの91.8%、 30ポイントほど上がったということは、私は事業が減ったとかいう よりも、券売とかそういうことによって努力をされたということが伺 えるのではないかと。みんなが努力をしていかるがホールを守ってい くということでなかったら、なかなかそう簡単にはこの文化というの は育っていかない。7月18日もニューヨークシンフォニックアンサ ンブルが斑鳩でやるというのは、これは大きなことでございまして、 なかなか地方ではできない。しかし、いかるがホールでやっていただ けるというのは、本当に我々としてはありがたい話だなと思ってます し、こういうものに対してもっと動員力を示していかないといけませ んけれども、今聞きますと券売も500足らずでございますから、あ と200。埋めていくとしたらそういう努力をすることが我々にとっ ては課せられた使命ですから、そういうことも踏まえて、これから斑 鳩がそのホールとして発信をしていくんだと、みんながそういう気持 ちになっていただくということが一番大事ではないかなと思っており ます。

嶋田委員 文化振興にお金かかる、それは十分わかっていることですし、皆が

ホールを守っていくということよりも、それは持っているからいろんな提言もさせてもらうということですね。そしたら、券売する努力やとかされておられるということやけれど。例えば、JR法隆寺駅の観光案内所に催し物のポスター等を貼って、朝の通勤、また帰りの通勤通学の方たちに見てもらって、今度ホールでこういうことをやるねんなと、そういうふうな努力いうんですかね、やっておられるのかどうか。また、ホールの前を通ったとき、今日は何をやってるのかと、これは前回の委員会でも同僚議員がご指摘されたとは思うんですけれど。今日やっていることをわかってもらうというのは、またこれから何があるのか、ホールの前を通ったときにわかってもらえるようなそういう努力も必要ではないのか。もちろん、町民みんなが盛り上げていくことも大事やけれども、そしたら職員はどうやねんという話にもなってきますわね。そこら辺もよく考えていただいて、町からまた提言なり指導をお願いしたいと思います。

委員長

ほかございませんか。

それでは次に、(4) 平成18年度不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 山﨑税務課長。

税務課長

平成18年度の不納欠損処分につきまして、ご報告をさせていただきます。資料3をご覧頂きたいと存じます。

平成19年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で520件、2千31万2,523円の不納欠損処分を行っております。税目別件数で520件ということではございますけれども、これを実数にいたしますと、法人を含む139人となっております。事由別に申し上げますと、まず、地方税法第15条の7第4項でございます。これは表の下に付記させていただいておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分する財産がないとき、滞納処分することにより生活に著しく困難をき

たすとき、滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産が不明である、こういったときは、滞納処分の停止を行い、その後3年間状況が変わらない場合は、不納欠損を行うこととなっております。これらの理由により、納入の義務が消滅した者として、町民税で7件、37万2,656円、軽自動車税で3件、1万1,000円、計10件で38万3656円の不納欠損処分を行っております。

次に、地方税法第15条の7第5項でございますけれども、これは 滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものでございま す。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができ ないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるもの でございます。これにつきましては、町民税で31件、364万19 5円、法人町民税で7件、49万6,800円、固定資産税及び都市 計画税で7件、94万6,191円と10万7,709円、軽自動車 税で10件、17万9,400円、計46件、537万295円とな っております。

次に、地方税法第18条第1項でございますけども、これは消滅時効にかかるものでございます。5年間権利を行使しなかったことにより時効により徴収権が消滅したものでございます。町民税で60件、502万5,884円、固定資産税及び都市計画税で20件、832万3,221円と94万7,467円、軽自動車税で21件、26万2,00円、計83件、1千455万8,572円の不納欠損をいたしております。

裏のページをご覧いただきたいと思います。不納欠損につきまして、税目別、年度別にそれぞれの件数と金額を記載いたしております。表の一番下欄には、それぞれの税目別の実人数を記載しておりまして、町民税では合計件数が231件でございますが、複数年次にまたがっているものがございますことから、実人数は98人、法人町民税は11件で7法人でございます。固定資産税及び都市計画税につきましても、合計件数は138件でございますけれども、実人数は27人となっております。また、軽自動車税につきましては、合計件数140件

で、実人数は34人となっております。

この平成18年度で不納欠損処分を行いましたものは、先ほども申 し上げましたように、滞納が発生した当初から再三に渡り催告等を行 ってまいりましたものの、処分する財産がない、あるいは本人の居所 が不明である、また、本人が死亡し相続人がいないもの、競売開始に より交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかったもの、法 人関係では事業所の廃業や、現在実態が不明なものなどでございます。 特に消滅時効に係るものにつきましては、交渉が長期化している事案 について、それぞれ滞納処分を前提とした納税交渉を行い、納付・滞 納処分を行ったところでありますが、時効完成分の年度分については 徴収権が消滅したため、今回不納欠損処分したものでございます。町 税につきましては、本町の歳入の約3分の1を占めており、自主財源 の中心を担う重要な収入であります。この町税収入の確保は、当町の 発展のための施策や事業の実施のために不可欠であると同時に、納税 の公平性を確保する観点からも重要なことであります。このようなこ とから、今後とも、滞納町税の整理に早期に着手し、誠意のない滞納 者に対しましては、積極的に差押えを行うとともに、差押えた財産を 早期に公売するなど、全町一体となった厳正かつ公正な取組みを進め てまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解の程お願 い申し上げます。

引き続きまして、平成18年度の町税の収納状況についてご報告申 し上げます。次のページをお開き願います。

最初に、町民税の収納状況でございます。個人町民税では、調定額1 2億8,179万8,232円に対しまして、収納額は12億6,8 43万9,489円となっており、調定額に対します収納率は、99% でございます。滞納分では、調定額7,345万912円に対しまして、収納額は1,408万5,444円となっており、調定額に対します収納率は、19.2%でございます。また、法人町民税では、調定額1億5,291万8,700円に対しまして、収納額は1億5,214万2,300円となっており、調定額に対します収納率は、9 9. 5%でございます。滞納分では、調定額158万7, 200円に対しまして収納額は40万8, 201円となっており、調定額に対します収納率は、25.7%でございます。

次に、固定資産税の収納状況でございます。調定額11億3,147万3,000円に対しまして、収納額は11億906万9,496円となっており、調定額に対します収納率は、98%でございます。滞納分では、調定額1億2,477万3,843円に対しまして収納額は3,617万9,556円となっており、調定額に対します収納率は、29%でございます。また、国が所有する固定資産に対して交付あるいは納付される交付金及び納付金では、調定額173万4,600円に対しまして、収納額は173万4,600円となっており、調定額に対します収納率は、100%でございます。

次に、軽自動車税の収納状況でございます。調定額3,302万2, 600円に対しまして、収納額は3,177万2,400円となって おり、調定額に対します収納率は、96.2%でございます。滞納分 では、調定額502万3,200円に対しまして、収納額は83万8, 400円となっており、調定額に対します収納率は、16.7%でご ざいます。軽自動車税の収納率に関しましては、各税目の計の平均収 納率と比較しますと大きく下回っております。 その原因として、 近年、 原動機月自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の 急速な普及に伴い、滅失、解体、盗難等により実在しないにもかかわ らず、道路運送車両法第15条の規定による末梢登録、又は町税条例 第92条第3項の規定に基づく廃車申告がなされていない軽自動車等が累 増し、このことが軽自動車税の滞納件数及び滞納額の増加の一因とな っているのではないかと考えられます。また、町としても軽自動車税 の滞納者は滞納額が小額であるため積極的な対応をしてこなかったこ ともその一因であろうかと考えております。本年度は、県税事務所か ら職員を派遣していただくことになっており、悪質な滞納者に対して は、積極的に差押等の滞納処分を行ってまいりたいと考えております。 また、広報誌等を通じまして軽自動車等の廃車手続きのPRを行って

参りたいと考えております。

次に、たばこ税の収納状況でございます。現年調定額1億8千43 3円に対しまして、収納額は1億8千433円となっており、調定額 に対します収納率は、100%でございます。

最後に、都市計画税の収納状況でございます。現年調定額1億2,278万3,300円に対しまして、収納額は1億2,035万2,154円となっており、調定額に対します収納率は、98%でございます。滞納分では、調定額1,420万3,524円に対しまして収納額は411万8,469円となっており、調定額に対します収納率は、29%でございます。町民税をはじめとする町税の収納合計は、調定額31億2,276万9,544円に対しまして、収納額は29億1,914万942円となっており、調定額に対します収能率は、93.5%でございます。また、平成19年5月31日現在の滞納の累積額は表の調定額に対する収納残額欄の最後に記載しておりますように1億8,331万6,079円となっております。これを、平成17年度における繰越滞納額2億1,903万8,679円から差引きしますと平成18年度において約3,570万円を圧縮した状況となっております。

以上、簡単ではございますが、平成18年度町税の収納状況のご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員

18年度の不納欠損ということで、年度別で言いますと、昭和54年からずっと尾を引きずっているという感じですけれど、これはもう収納が不可能だと思うものは、思いきって切り捨てて、過去の遺物いうのは切り離してやっていただいてすっきりされたほうがいいのではないかと。これは前回の報告のときにも、同僚議員がおっしゃってたようには思うのですけれど、そこら辺身軽になって、もう収納不可能

と思われるものについては、そのように身軽になっていただいたほうがいいんではないかと思います。また、先ほどの説明のなかで差押え等も実施しということなんですけれども、差押えに関してはどのようにされておられるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

税務課長

ただ今ご質問のありました平成18年度の滞納処分の結果について ご説明申し上げます。

平成18年度におきます滞納処分は、47件の差押えと6件の参加差押で合計53件、滞納額で2,854万2,508円で換価した金額は282万496円となっております。換価率では9.9%でございます。差押の47件の内訳でございますが、預貯金の差押が28件、滞納額1,147万4,208円に対しまして換価した金額は、13件の125万696円でございます。給与の差押が7件、滞納額108万5,800円に対しまして換価した金額は2件の43万4,400円でございます。不動産の差押では、11件、滞納額10,101,700円に対しまして換価した金額は1件の113万5,400円でございます。債権の差押が1件、滞納額18万円に対しまして換価した金額はございません。

次に参加差押の状況でございます。平成18年度におきましては、 不動産等で6件、滞納額570万800円に対しまして換価した金額 はございません。従いまして、差押の状況が継続しております。

嶋田委員

詳しくありがとうございます。最近差押えというのは、都道府県、 市政レベルでは強くやっておられるように報道等なされております。 町税の公平性という観点から、差押えに関してもびしびしとやっていっていただきたいと。またそれが収納率上がってくるのではないかなと。逃げ得を許さないという観点で収納率上がってくるのではないかと思うので。また、いろいろとやっていっていただきたいと、このように思います。 委員長

次に、(5)子ども模擬議会について、理事者の報告を求めます。 野崎教育委員会総務課長。

教委総務

5番の子ども模擬議会についてでございます。

課長

子ども模擬議会につきましては、本年で13年目を向かえるという ことになります。子ども模擬議会につきましては、斑鳩町の様子や奈 良県の暮らし、日本の経済、歴史、政治等をもとに斑鳩町や自分の身 の周りのことを考えながら地域議員として議場において意見や希望を 発表することによりまして、郷土に対する愛着を深めるとともに、行 政や議会に感心を持つ機会づくりをねらいとして、斑鳩町、斑鳩町議 会、斑鳩町教育委員会の3者で共催して開催させていただくものでご さいます。今回も開催にあたりまして、先般、中川議長さんと打合せ をさせていただきまして日程を協議させていただきました結果、来る 8月7日の火曜日に開催することにさせていただきました。当日は午 前9時半から正午までの予定をしておりまして、議会議場をお借りい たしまして、小学校5年生と中学校1年生の20人以内の児童生徒が 町長を始めとする町理事者に対しまして、未来の斑鳩町について総合 的な学習等で地域について自ら調べ学んだ内容を踏まえ意見や希望を 述べ、町理事者がこれに答えるという一般質問の形式で執り行うもの でございます。また、8月3日金曜日に、午前中議場をお借りいたし ましてリハーサルを行う予定でございます。議長におかれましては、 誠にご多忙中のなか2日間にわたってご厚情をいただくわけでごさい ます。このことにつきましても快くご承諾をいただいております。今 後、各小学校、中学校におきまして、議員の選出等進めていただくこ とになります。8月7日の当日につきましては、選出された議員だけ でなく他の児童や保護者の方々にも傍聴をいただくよう周知してまい りたいと考えております。

以上、子ども模擬議会の説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

次に、(6) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に 関することについて、理事者の報告を求めます。

清水生涯学習課長。

生涯学習 課長

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関 することについて、今日までの取り組みの概要をご報告申し上げます。 最初に、史跡藤ノ木古墳の整備についてご報告いたします。昭和60 年に大変優美な馬具が出土して有名になった藤ノ木古墳につきまして は、昭和63年の石棺内調査を経まして、平成3年に国の史跡指定を 受けました。なお出土品については、昭和63年の国の重要文化財の 指定を経まして、現在国宝の指定を受けております。また史跡地の公 有化については、平成4年度より着手し平成13年度に完了いたしま した。その後、平成7年の石棺き損事件を受けて、石室の保存修理に 向けた石室動態調査などの保存科学調査に取り組むとともに、整備に 向けた発掘調査を実施しております。これらの調査及び工事の実施に あたっては、国庫補助事業として実施しておりまして、文化庁及び奈 良県教育委員会と史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の指導を得て実施し ています。そして平成18年度より、藤ノ木古墳の保存と活用を目的 とし、石室の保存修理と公開に向けた史跡整備工事を2ヶ年計画とし て、着手しており、今年3月には議会のご視察をいただきましたよう に無事に竣工しております。そこで今年度の整備工事についてであり ますが、別図をご覧ください。主な整備内容としましては、墳丘の保 護盛土及び植栽、石室見学施設の通路や照明、墳丘周辺の盛土及び植 栽、見学広場等の整備などを行う計画をしております。また事業着手 につきましては、6月1日付けの国庫補助金の交付決定通知となりま すことから、現在着工に向けて準備を進めているところであり、9月 の議会での議決を得まして着手してまいりたいと考えております。な お、説明板設置工事等につきましては、平成20年度に事業の計画を いたしておりますが、文化庁及び奈良県との協議をいたしまして、早 期の完了を目指して努力してまいりたいと考えております。

次に、(仮称)文化財活用センターにつきましては、奈良地方法務 局斑鳩出張所の移転に伴いまして、国土交通省のまちづくり交付金に よる補助事業の採択により、その跡地及び建物を再活用しまして、斑 鳩の歴史・文化の調査・研究の拠点施設として整備するものでありま す。事業内容としましては、特に国宝の指定を受けております藤ノ木 古墳出土品の特別展示のできる展示室を備えた藤ノ木古墳のガイダン ス機能を中心に、斑鳩の歴史・文化を学習する目的でこられる方々の 利用に供する施設づくりとして、平成18年度より着手し、平成20 年度の完成を目指した事業計画に取り組んでおります。また、この展 示棟の設置にあわせて、施設の運営・管理面と文化財行政及び調査研 究の拠点としての文化財センターの整備も目指しております。そして、 具体的な内容としましては、これまでに当委員会にご報告させていた だき、またご意見を賜ったなかで検討作業を進めまして、別図にござ いますような内容の実施設計が今年3月に完成しております。今年度 の事業としましては、まだ作成できていない剣や馬具などの出土品の レプリカ作成や、斑鳩の歴史・文化や藤ノ木古墳を紹介する映像の作 成等、ソフト面の作業にとりかかってまいります。なお、実施設計の 完成を受けまして、事業内容や設計額等の変更事項について現在細部 の精査を行っております。取りまとめが出来次第、当委員会にご報告 させていただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し 上げます。

次に史跡中宮寺跡の整備についてであります。中宮寺は聖徳太子ゆかりの飛鳥時代創建の寺院であり、現在の場所には室町時代末頃に移ったと考えられ、そのもとあった法隆寺東2丁目地内を中心とした場所を「中宮寺跡」と称しております。 斑鳩町では、この中宮寺跡を史跡公園して整備する計画をたて、昭和57年度から発掘調査を開始し、平成2年に国の史跡指定を受けました。その後の調査により、平成13年に追加の指定を受けることができ、当町が計画していた全域が国史跡に指定されました。平成14年度には、「史跡中宮寺跡整備基本構想」を策定するとともに、平成15年度から平成18年度にかけて国

庫補助による買上げ事業を実施し、史跡地全域の公有化を完了してお ります。平成18年度には、今後の遺跡の適切な保存と活用、及び整 備事業の円滑な推進を図ることを目的として、「史跡中宮寺跡整備検 討委員会」を組織しました。そして遺跡を適切に保存し、的確な整備 を行うことを目的に、整備検討委員会の指導のもと、平成19年度よ り3ヶ年計画による整備に伴う発掘調査を計画いたしまして、今年度 より着手に向けて文化庁、奈良県と協議を進め、発掘調査に向けて準 備を進めているところであります。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する ことについてのご報告でございます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

嶋田委員 ただ今の説明で藤ノ木の整備計画、平成20年度に完了予定やけれ ど、国県と協議して早期にやっていきたいということですけれど、そ れは竣工が早まるということですか。

生涯学習 課長

あと19年度で先ほど申しました工事が終わりますが、説明板5ヶ 所を設ける工事は平成20年という計画をしております。そのなかで、 文化庁と奈良県とこれから協議して、できれば20年度にすべて完成 させていきたいと、そのように考えています。

嶋田委員

わかりました。計画どおりに進めていきたいということですね。 それと、活用センターに関しまして、新しく鳥瞰図出てきましたけ れど、これは前回の委員会で数ヶ所ほど変更を報告していただきまし

たけれど、それを踏まえての鳥瞰図ということでよろしいんですか。

生涯学習

課長

おっしゃるとおりでごさいます。それを踏まえて完成した設計図で ございます。

嶋田委員

わかりました。この文化財活用センター、この底地も坪あたり22 万ですか、買っておられる。国道から離れていてもそれぐらいかかり ますねんね。それと中宮寺跡に関してですけれど、平成19年度から 3年間の計画で発掘調査をやってきたということなんですけれども。 もう平成19年も入って、これはまだ文化庁との協議はなされていな いんですか。

教育長

文化庁と協議はいたしております。町長が上京していただく度に文 化庁の方にお願いをいたしておりますけれど、この中宮寺跡について はまだ1次の内示をいただいておりません。2次にでも入るように努 力をさせていただきたいと思います。

嶋田委員

わかりました。あともう一つ、安田家の古文書、前回でしたか報告 いただいてましたけれど、あれは順調に調査、解読をされておられる のですか。

生涯学習

平田技師から説明させていただきます。

課長

平田技師

今、嶋田委員さんからご質問のございました安田家古文書の進捗状況についてご報告申し上げます。昨年度、国庫補助により開始させていただきました安田家古文書につきましては、順調に、天理大学の亀山教授を中心に調査を進めさせていただいて、平成18年度200万の事業を満額執行させていただきました。古文書の調査進捗率としましては、約40%から50%の古文書の大体の内容を把握した状況でございます。現在、6月1日の補助決定を受けまして、7月、大学生、大学院生等が休みに入ることを見越して、そのあたりから平成19年度の調査を開始したいと考えているところであります。今年度の調査の内容におきまして大方の古文書の内容の目処をつけまして、平成20年度はそれの補足調査をしながら、古文書調査の報告書を考えているような次第であります。以上であります。

嶋田委員

ありがとうごさいます。この安田家の古文書については、斑鳩の生活に馴染みの深いことがいろいろとかかれてあるというふうに、前回報告いただいておりますので、非常に興味を持っております。これからも、毎回とは言いませんけれど、つつご報告いただけたらなと思います。

委員長

ここで、お諮りいたします。ただいま、報告のありました斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについては、これまでの総務常任委員会において、継続審査となっていました案件であります。今後、閉会中においても引き続き協議をしていきたいと考えますので、継続審査案件としての取扱いをさせていただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについては、当委員会として閉会中も行き続き審査を行うことといたします。議長におかれては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

他に、理事者側から報告はありませんか。

生涯学習 課長

申し訳ございません。レジメにはございませんが、1件だけご報告 させていただきたいと思います。町民プールの開館についてでありま す。

本年も来月7月1日より8月31日までの2ヶ月間、町民プールを 開館します。開館にあたりまして、本日、プール水を抜き、明日より 3日間かけプール内の清掃作業及び排水口の安全点検や器具点検など を行う予定であります。また、26日には、濾過装置の点検を行う予 定であります。

また、29日には、西和消防署員によります、AEDの使用方法なども含めた救命救急講習を行い、委託業者を含む関係者全員が受講する予定であります。このように、開館にあたりましては、万全の体制で運営をして参りたいと考えております。

また、開館いたしましてからも、日常点検といたしまして、排水口の安全点検(ボルトなどのゆるみなどがないかなど)や水質検査なども適宜行い、住民の方々に安心して利用していただけるよう努めて参りたいと思います。

あと、平日の午前中など、利用者の少ない時期におきまして、多くの方々に町民プールをご利用いただくため、8月には一般成人を対象に水中ウォーク教室などの開催についても準備を進めているところであります。

以上、簡単ではございますけれども、町民プール開館についてのご 報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

嶋田委員

安全点検には気をつけていただくということで、レジメにはないけれど報告いただきました。これ私昨日、担当課にちょっと質問しますよということで、今ご報告いただいたことだとは思いますけれど。去年、埼玉県で小学校2年の女の子が給水口に引き込まれて、亡くなられたという事故を受けまして、議会からも議員の方2、3名が町民プールの方へ出向きまして調査した結果、軽微な不具合が見つかったということで、委員会でも報告いただいております。去年の今年ですから、本来ならこのレジメに書いていただいてですね、ご報告いただきたかったと、かようには思いますけれど。例年、ここ1、2年、委員の方から親子で入ってこられて、親は水着に着替えられないけれど、大人の料金を払うのはいかがなものかと、徴収するのはいかがなものかというふうな意見もありまして、そこら辺、一定のご答弁はいただいて

おります。また、去年の報告のなかには、利用者数を増やすため、また健康増進のためにですね、水泳教室なども開くことも考えていかなければいけないというふうなご報告もいただいておったと思いますが、そのようなことに関してはどのように事前に協議されておられるのかお聞きします。

生涯学習 課長

今の委員さんおっしゃいました件なんですけれど、平日の午前中など利用者の少ない時期におきましては、多くの方に町民プールをご利用いただくために、8月には一般成人を対象に水泳教室などの開催、そして子どもの水泳教室等実施する予定にしております。その期間といたしましては、8月の第2週から第4週のあいだで、週2回、計6回の二つのスクールということで、計12回を午前中、そして二つのレーンを占有して教室を開催していきたいと考えています。

嶋田委員

ありがとうございました。なかなか結構な企画を考えておられます。 これなお報告の時にいっしょに言っていただければそれでよかったんではないかと思いますけれど。去年の事故に関しましては、事故が起こった時に7月31日でしたか、小中学校のプールは7月いっぱいで閉鎖になるということで、小中学校のプールについては、あまり委員会としてもお聞きしてなかったんですけれども、今年度、もう先週からプール開きが始まったと思いますけれど、そこら辺安全管理等について、教えていただきますか。

教委総務 課長

今ご質問の学校のプールの安全点検ということでございますけれど、小学校でございますけれど。まず初めに斑鳩小学校でございますけれど、プールの開始が6月18日から7月31日の間でございます。それに伴いまして6月6日に掃除にあわせまして点検を行っておるわけでございます。点検項目といたしましては、プールの水槽内等の点検でございますけれど、プールの水槽内の排水口に鉄蓋があるのかどうか、それにまたその鉄蓋はネジ、ボルトで固定されているか等、更に

循環の浄化装置等につきましては正常に機能しているか、また、プール水の消毒についてできているかどうか、それらの点検項目について点検を実施されているわけでございます。次に西小学校でごさいますけれど、6月11日から7月31日まで、点検日が6月4日にされておられます。東小学校におきましては6月15日から7月27日、点検日は6月6日でございます。それと斑鳩町中学校でございます。5月10日から7月31日まで、点検日につきましては6月21日から7月31日まで、点検日につきましては6月18日ということでございます。なお、水泳クラブの使用等もございますので、クラブの使用につきましては9月末ごろまでの使用ということでございます。以上でございます。

嶋田委員 結構です。

委員長 ほかございませんか。 伴委員。

伴委員 今の嶋田委員のプールに関しての関連ですけれど、今年もこの状況でいけば、場合によれば、水不足による開催ができないというような懸念も少し感じているんですが、その辺の開催の基準というのはどうなっているのでしょうか。

教育長 水不足の場合、町で渇水対策委員会を設けます。そのなかで、町民 プール、学校プールを含めて水の利用状況をどうするのか、そこで決 定されてまいります。これはその渇水対策委員会のなかでの状況をみ ながら検討していきたいと思います。昨年度も他町村では制限された ところもあるのですが、斑鳩町は自己水がございますので通常どおり 開催させていただいております。

伴委員 よくわかりました。町民にその辺の、やるのかやらないのか、もし 中止する日の情報の発信のほどよろしくお願いしておきます。 委員長

ほかございませんか。

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したとい うことで終わります。

次に、その他について委員の方から質疑、意見等があればお受けい たします。

嶋田委員

先ほどの公共財産の払い下げで配布していただきました用途廃止財 産払下価格を算定する基準、これだけちょっと説明お願いできますか。

企画財政 課長 それでは、用途廃止財産の払下価格を算定する基準につきましてご 説明申し上げます。平成11年7月8日に地方分権の推進を図るため の関係法律の整備等弐間する法律、いわゆる地方分権一括法が成立さ れたことによりまして、国土交通省所管の財産であります里道、水路 などの法定外公共物が市町村に無償譲渡され、従来からの機能管理を 含め市町村の実施事務となりました。これによりまして、法定外公共 物の用途廃止財産の払い下げにつきましても市町村の自治事務として 実施しているところでございます。無償譲渡以降の払下価格につきま しては、国の評価方法等を参考にして行ってきたところでございます が、今後益々その需要が見込まれますこと、価格算定の透明性を確保 していかなければならないことと考えた結果、本基準を制定し、平成 18年4月1日から施行しているところでございます。

用途廃止財産の払下価格の算出につきましては、その評価を行うにあたりまして、国におきましては、国有財産評価基準に基づき評価することとされておりますが、地形狭長等によりその土地のみでは当該地目に対する機能が十分に発揮できない単独利用困難地については、簡易な評価方法によることができるとされているところでございます。その評価方法は、隣接地と一体とした価格を求めることとされております。更に単独利用困難な土地を評価する場合におきましては、需要が制限されますことから、それらを考慮した措置として需給関係によ

る修正、修正率50%を加えるなどの修正を行い、評価されることとれております。本町におきましては、国等における取扱いを参考に、初めに一体として利用を図ろうとする土地の取引実例の有無をみて、ある場合にはその取引実例の単価により払下価格を算定するとともに、取引実例がない場合や取引実例単価が固定資産税評価額に対して著しく安い場合には、固定資産税路線価により求めた単価により需給関係の修正率等を考慮して算定するものとしております。また、法定外公共物としての機能を既に失っている場合には、借地権があったものとして見做し4割の減額を行うことともできる旨のこともさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

嶋田委員 結構です。

委員長 ほかございませんか。

それでは、その他についてもこれをもって終ります。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任 いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。どうもご苦労様で ございました。

(午前10時54分 閉会)

